

平成27年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：平成27年11月16日（月）

午後2時～午後5時

場所：宮城県行政庁舎第一会議室

○開会

皆様、本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

本日の会議の定足数でございますが、12名の委員のうち所用によりご欠席の連絡をいただきました相澤委員を除き過半数を超える委員のご出席をいたしており有効に成立していますことを御報告申し上げます。

なお、本委員会は公開することとされており、また、議事録については、後日皆様に内容を確認させていただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部佐野部長からごあいさつ申し上げます。

○あいさつ

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。本日は、お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

委員の皆様には、日頃、本県のNPO活動の促進につきまして、多大な御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、今年度開催いたしました3回の委員会におきましては、大変熱心に御審議をいただき、示唆に富んだ貴重な御意見を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

本日の促進委員会は、前回の委員会で皆様からいただきました御意見を踏まえてとりまとめしました、宮城県民間非営利活動促進基本計画の中間案を提示させていただきます。

これからのスケジュールといたしまして、12月に議会報告とパブリックコメントを予定しておりますことから、限られた時間となりますが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

委員の皆様には、資料への事前のお目通しや、促進委員会への参加など、お忙しいところ、御負担をおかけすることになりますが、改めて御協力をお願い

申し上げます、開会のあいさつといたします。

○進行

ありがとうございました。それでは以降の進行につきましては、石井山会長にお願いいたします。

○石井山会長

12月の議会報告前の協議の場は、今日が最後になりますので皆様から色々と御意見をいただければと思います。では、協議事項1の第3回民間非営利活動促進委員会における検討事項について事務局からお願いいたします。

○事務局

第4回目の促進委員会にあたり、前回いただきましたご意見につきましての事務局の考え方について説明させていただきます。資料1を御覧下さい。前回の促進委員会でいただいたご意見について12点ほど整理させていただきました。

1点目といたしましては、基本計画の対象中の「この基本計画においては、NPO活動の促進に向けて、NPO法人や積極的に活動に取り組んでいる団体、NPOの特徴を備えた団体を目指して活動を進めている団体を広くNPOとしてとらえ、その発展を推進していくこととします」との表現が良くないのではないかの御意見ですが、法人格に限定せず、NPO活動をする団体を対象とする旨を表現したいため、「3基本計画におけるNPOの捉え方」の「(1) NPOとは」での表記を基本として、NPO法人をはじめとしております。

2点目といたしましては、「2章NPOを取り巻く情勢の変化」の「(2) 社会的・公益的な活動の担い手の広がり」の文章の繋がりが良くないのではないかの御意見ですが、最近では、社会的責任(CSR)の一環として社会貢献活動に取り組む企業も多くなっており、社会人が自らの専門知識や技能を活かし、NPO活動にボランティアとして参加する(※プロボノ)ことについても、今後の進展が期待されております。また、ワークライフバランス推進の観点から、働く男女がNPO活動に参加しやすい環境づくりが進められたりとしております。

3点目といたしましては、(3) NPOの社会的位置付けの変化の表題と文章が合わないのではないかと、また、業務委託の記載内容を見直した方がいいのではないかの御意見ですが、表題については、前回の委員会で委員の方からいただいた御意見を参考といたしました。文案といたしましては、住民ニーズの多様化や様々な社会的課題の発生により、柔軟かつ機動的な現場の実情に即した

サービスの提供が求められており、住民サービスの提供主体としてNPOに期待される役割は大きくなっています。公の施設の指定管理者制度や業務委託、補助金等を通じて、NPOは行政の主要なパートナーとなってきていますが、NPOには、行政に過度に依存することなく、自立的な財政基盤の確立を図ることにより、本来のミッションの追求や政策提言など、NPOならではの機能の発揮が期待されますとしております。また、寄附事例などについては、(5)①へ移動しております。

4点目といたしましては、多様な人々の参加促進についてですが、表現方法を変更して解りやすくした方がよいのではないかと御意見をいただきました。文案といたしましては、人口減少や高齢化、雇用の不安定化、地域・家族の紐帯の弱体化など、経済社会の構造変化が進んでいます。一方で、生きがいや自己実現など心の豊かさや社会の役に立ちたいという社会貢献に対する人々の関心が高まっており、一人ひとりがメンバーとして生きがいを持って参加し、それぞれの持つ能力をできる限り発揮できる社会が望まれています。NPOは、それぞれの分野で社会貢献活動に対する関心や意欲を持つ人々に参加の場を提供することにより、このような社会の実現に、それぞれの力で貢献していく役割が期待されています。この役割は、多様な思想やアイデア、価値観等を持つ個人の力を集結して社会の力へと変える機能でもありますとしております。

5点目といたしましては、ボランティア文化の醸成についてですが、ボランティアの受け入れ側の体制や教育の中で理解を含めていくことも大切ではないか。また、マッチングなどの視点も必要ではないかと御意見をいただきましたので、受け入れる側の意識向上や体制の整備を進めるとともに、ボランティア活動に参加する側と受け入れる側とのコーディネートを図る必要もあります。さらには、日常の教育活動の中でボランティアへの関心や理解を深めることも望まれます。さらには、中学校、高等学校や大学などの日常の教育活動の中でボランティアへの関心や理解を深めることも望まれますとしております。

6点目といたしましては、自立した活動を継続していくための支援において団体の基盤強化の視点も大切ではないかですが、③NPOの組織・運営基盤強化としまして、NPOが活動を継続していくためには、安定的な組織・運営基盤が必要となりますが、組織の人材不足や資金不足など組織・運営基盤の脆弱な団体も少なくないことから、自立的な活動ができるよう基盤強化を図る必要がありますとしております。

7点目といたしましては、寄附文化の醸成についてですが、啓発や情報公開を進めることや基本的な基盤強化の取組を必要ではないかと御意見をいただきました。①市民や企業が認定NPO法人へ寄附した場合の税制優遇措置が拡充され、法人への寄附を促進し、活動を支援する仕組みが整備されました。こ

のため、市民や企業に対して、制度や新しい寄附の事例が広がりつつあることについて、広く啓発を行う必要があります。また、市民や企業等から共感を得て、寄附が得られるようNPOの情報公開を促進していく必要があります。②寄附者から共感を得、活動に対する市民・企業等から共感を得て寄附につながるようNPOによる情報公開を支援するとともに、寄附による先進事例を県のホームページで紹介するなど、寄附のメリットや意義についての普及啓発を行っていきます。また、寄附を得る上での前提となる活動会計の透明性等の向上を図るため、NPOにとって必要な講座等を実施してまいりますとしております。

8点目といたしましては、NPOと行政とのパートナーシップにおいて対話の場も必要ではないかです。NPOとの協働を促進するため、対話ができる環境づくりを行いながら、多様な形態の協働を模索しつつ、協働の質の向上に取り組めますとしております。

9点目といたしましては、NPO主体の運営について「信頼の構築」等の表現も必要ではないかです。NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即した、より質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営を推進しますとしております。

10点目といたしましては、活動に貢献しているような人や団体に表彰するような機会があってもいいのではないかと。優れた活動の発表場所の創出や表彰などを行うことにより、NPO活動の意義や役割に対する社会の理解を促進するとともに、メディアとのパートナーシップの構築に努めますとしております。

11点目といたしましては、人材の育成において、NPOの状況に応じたプログラム（支援）や世代交代に向けての取組も必要ではないかです。それぞれのNPOの状況に応じ、運営に必要な会計や税務、事業計画の立案、情報発信、人材育成等のマネジメント能力の強化を図り、事業継続のための支援を実施してまいります。また、NPOのスタッフやこれからNPO活動を始めようとする市民等を対象とした講座を、みやぎNPOプラザや各地域において開催しますとしております。

12点目といたしましては、専門家など何かしら関わりを持ちたいと考えている人とNPOとの協働や情報提供も必要ではないかです。また、NPOや企業等に様々な協働の取組を紹介していくことで、多様な主体との協働を進めてまいりますとしております。

以上が、前回の促進委員会で委員の皆様からいただきました検討事項となります。

○石井山会長

1章及び2章について、御意見をお願いいたします。

○高浦委員

細かい部分まで見直しをしていただいております。改めて拝見する中で、認定NPO法人についての記述ですが、最初に出てくるのが6ページの部分になると思いますが、認定NPO法人とは何なのかという説明が少しあってもいいのではないかと思います。いきなり、この言葉がでてくるので、正式名称でもないと思いますし、少し分かりづらいのではないかと気になりました。詳しい説明はいらないと思います。

○事務局

本文中に認定NPO法人の説明の記述はありませんので、ご指摘のようになると解りやすいようにという観点であれば、前半のプロボノのように、一般の方に馴染みがない表現については解説も入れていますので、認定NPO法人についても、解説を入れるようにしたいと思います。

○高浦委員

注釈を入たり、3ページの、(3)の部分で記載しているような形でもいいのかと思いました。プロボノとは重みが違うような気がしました。

○事務局

注記にするか、本文の中で表現するかについては、会長・副会長を含めて検討したいと思います。

○石井山委員

説明はあった方が良くと思います。一定の条件をクリアーして、寄附などで優遇される組織ということで、何らかの形で工夫していきたいと思います。

○佐藤委員

項目の文言について、少し気になるところがありましたので、お話をさせていただきます。第2章ですが、全体の項目のタイトルがNPOを取り巻く情勢の変化となっておりますが、2は宮城県におけるNPOを取り巻く現状と課題となっており、全体のタイトルとしては「NPOを取り巻く情勢」とし、1を「NPOを取り巻く情勢の変化」とした方がいいのではないのでしょうか。

そして、2の(4)は市町村の施策となっておりますが、他のタイトルと合わ

せて、県内市町村の施策の現状と課題とした方がいいのではないのでしょうか。

○石井山会長

変化を特に説明しているのは、第2章の1項であって、その表現を変更した方がいいのではないかということと、それ以降の(4)市町村の施策の項については、表現をそろえた方がいいのではないかということですね。

○事務局

この体系については、宮城県の施策や市町村の施策については、前回の計画策定以降に調査を実施し、現状分析的な部分がありましたが、事務局で一度整理させていただきます。

○石井山会長

佐藤委員からいただいた意見で整理はできそうな気がします。

○伊藤委員

どこの項目に入れるのか、迷うところですが、宮城県の施策と現状と課題の部分で、認定を取る所で、宮城県では個別指定条例も策定がされていない事もあるので、ハの県税の課税免除なのか、市町村の施策に入るかは議論するところではありますが、認定NPO法人の申請の部分については、取得しやすい環境を作っていくということでは、個別指定条例の環境が整っていないことも課題かと思いますので、どこかに入れていただければと思います。

○石井山会長

どこに組み込むかは、すぐには難しいですが、趣旨については、多くの方が賛成いただけるかと思えます。認定NPO法人を取得しやすい環境づくりが未成熟であることの記載になるかと思えます。

○高浦委員

23ページの③認定NPO法人への移行促進の部分に記載して、拡充してもいいのではないのでしょうか。

○事務局

認定NPO法人の個別指定条例ですが、本県では条例制定の方向での検討はされておりません。実態調査などで、なぜ認定NPO法人へ移行しないのかという所で、ハードルが高いだけが原因ではなく、事務作業が大変であったり、

取得することのメリットとそれに対する労力の比較もあるようです。他県においても、県段階で条例を制定しているところも、まだ多くはありません。普及啓発やみやぎNPOプラザとの連携により、バックアップ的な施策では進めてまいります。が、条例制定までの検討はしていないのが現状であります。

○石井山委員

意見としては、委員の方から出ましたが、今後の検討としていただければと思います。計画の中には、条例制定について、個別に書くことまでは難しいと思いますが、含みを残す形で文言の工夫をお願いできればと思います。

○西出委員

3 社会的役割と可能性のところ、(1)と(4)の部分で意見が重複している部分があると思います。多様な人々の参加の場と(1)社会参加において、多様な人々が社会参加をする機会や場を持つこともNPOの役割かと思っておりますので、文言を工夫されるといいと思いました。

3 ページの基本計画の対象の部分については、修正前の部分では、任意団体も含めるという意味合いで書いていたのが、法人格をはじめと訂正したのが、任意団体も含まれているのかが解らないので、表現を工夫した方がいいのかと思いました。

○石井山委員

1 1 ページ以降の部分については、一度削除したが、再度戻していただいております。表現的に合っていない部分もあると思います。他の委員の方もここについては、意見があるかと思っております。

3 ページについては、そのように読み取ることもできますね。法人格の有無に関わらず、この文言では法人格をもった団体を対象にしていますと読めてまいります。そのあたりで工夫が必要ではないかということですね。

○事務局

1 点目の1 2 ページの(4)については、前回、人権やダイバーシティなどで御意見をいただきました。社会的包摂の視点からそういった社会が望まれている中で、NPOが参加の場を提供することで、そういった社会的包摂を実現するために、それぞれの力で寄与していくと表現にまとめた部分になります。理念の部分に戻したことで、(1)と(4)の中身が重複してしまっている部分があります。(4)が先ほど申し上げたとおり、社会的包摂からの参加の場の提供となります。(1)の社会参加の部分と概念的に重なる部分がありますので、

(1)と(4)を統合しつつ、(1)の後段の市民性をはぐくむ部分で、社会参加と市民性で整理する必要があると思っています。

また、3ページの(3)の部分は難しい部分になります。NPOの概念の中で、狭義から広義の部分へと広げていけば対象が変わってきますので、表現の方法について難しかった部分になります。この表現だとNPO法人を主に考えつつ、活動内容に応じてと読める部分がありますので、少し御意見をお願いいたします。

○石井山委員

(1)と(4)はNPOへの参画の言葉が使われているが、(1)については能動的に一人ひとりが社会に参加することによって社会を良くしていくニュアンスでの社会参加であり、(4)については、社会の中で様々に排除された部分に包摂されていくための仕掛けとしてNPOがあるということが強調された部分の参画があると思いました。(1)と(4)は異なる大切なことを言っていると思ひまして別な項目であることに意味があるかと思ひました。ただし、表現が近いので、文言の整理は必要かと思ひました。

3ページの部分については、委員の方から意見をいただきたい部分になったかと思ひます。

○鎌田委員

基本計画におけるNPOの捉え方の(1)で定義していますので、(1)で定義しているのは、(4)でも活かされると考えれば、このままの表現でもいいのかと思ひました。

○石井山委員

確かに冒頭で説明していますね。

○佐藤委員

対象の部分については「(1)で定義したようなNPO団体」とはつきりと書いた方が解りやすいのではないのでしょうか。

○石井山会長

対象は、(1)の定義のとおりである。具体的には、後半の文章となるということですね。そういった説明の仕方もありますね。

○高浦委員

社会参加の部分で、(1)と(4)の部分は分けていた方がいいと思いました。また、旧案である社会的共生の表現については残してもいいのかと思いました。多様な人達が集う場としてのNPOということで、修正前の社会的共生は残していただいて、後段のところは、(1)と整理するべきかと思います。

○石井山委員

前に使われていた表現なども参考にさせていただきながら、(1)と(4)については整理をお願いします。

○鎌田委員

NPOは事業報告を提出することになっていますが、遅延などはないでしょうか。他県で聞く話ではありますが、説明責任と情報公開の部分で、事業報告などをきちんと提出するなどの文言なども入っていた方がいいのではないのでしょうか。

○石井山委員

1章・2章であれば、どこに記載すべきでしょうか。

○鎌田委員

13ページの説明責任と情報公開の項目があるので、その部分に記載できればと思いました。

○事務局

数的な裏付けはありませんが、期間内に事業報告を提出できていないケースもあります。そのような場合は、督促するなどの対応はおこなっております。13ページの説明責任の部分に入っていると思っております。

○石井山会長

5ページの(3)でNPOの役割の増大について、従来官が担っていた部分について、指定管理等々でNPOに外注化されることについて書かれていますが、後段に、NPOには行政に過度に依存することなくとの表現があり、これから先の文章と前までの文章が噛み合うのかが気になります。NPOは、それこそ、今、話題になっている社会に対する説明責任などを鍛えていきながら、組織体として自立をしていくことが求められていると思いますが、ただ、官製市場にNPOが入っていくといいますか、指定管理という形での行政とNPO

との関係は、そういった議論と質が違うといえますか、官制フリーターといえますか、指定管理の条件が労働者として働いていくのにふさわしい条件になっていません。

行政とNPOとの関係が主従に閉じてしまう。または、リスクが高い雇用条件になってしまうということの方が話題になっているのではないのでしょうか。

後段に書かれていることは、切り離していただいて、(3)については、官的な部分が委託されていることで、今広がっていることの説明として、焦点を絞って説明した方がいいのではないのでしょうか。指定管理で実績を持っている皆さんの意見もお聞きできればと思ったのですが、いかがでしょうか。

行政からの事業を委託している団体に自立しろというのは論理的におかしいと思います。文章構成は変更した方がいいと思います。

○伊藤委員

NPOが行政の1つの公務サービスを担う役割は広がってきているのは事実だと思います。制度のところで、指定管理者制度や業務委託に置いて考えると、そこはいろいろな課題もありますので、そこをやってきて依存するということは、会長が話したように、そこが言葉としては、つながり部分があるので切り離して書いていただいた方がいいのかと思いました。

制度を運用するとか、NPOが担う場合も、課題もある程度でてきているのは事実なので、そういったところを相互に見直すことはしていきたいところです。NPOからすると、見直したいところはあります。そういったところを上手い表現にさせていただけると良いと思いますし、後段の制度と委託をするNPOの課題は切り離した方がいいのかと思いました。

○甲山委員

ゆるるの場合も行政からの委託や指定管理などが多いです。メリットも大きいです。安定した基盤が作れて、そこをベースにしながら単発な事業に取り組めることもあります。行政との関係については、9ページのNPOとの協働の項目がありますので、行政とNPOとの協働におけるこれまでの成果と今後の課題として1つ整理していただくのも1つの方法かと思いました。今、問題になっているところについては、NPOの担う役割の増大という表現になっているが、前回の社会的位置付けの変化と少し修正をしていただいた部分ですので、NPOが今後どうなっていくのかについては、2つの大きな柱があると思います。一つは、本来のNPOが自主的に行っていく、かつて、15年ほど前は、公益的な部分は行政が担ってきた日本のシステムの変化の中で、NPOが公益的な活動を担っていく中で、これまで公益的な活動を一手に担ってきた行

政と、どのように連携しながら、新しい関係性を築いていくのかという部分において、現状の様々な課題があるという認識のなかで、最初の10年はこのような課題もでてきましたが、その中でNPOも力を付けて保育や介護や福祉の部分を中心に担ってきています。地域での産業、地域作りなどの部分でNPOがNPOらしくやってきた部分、指定管理や委託として行政の代わりにサービスを提供する立場として担ってきた部分を、すこし整理する中で、行政の代わりにサービスを提供してきた部分について、制度の部分において、会長が話したような3年契約での不安定性などに触れることで、NPOが担う役割を10数年前に担ってきた公益的サービスを住民の発想で新しく担える可能性をどのように追求していくのか。その辺を表現できれば、この項目はいいのではないのでしょうか。ただ、そこに、様々な課題もありますので、文章のなかでどこまで扱うかも皆さんの意見を確認できればと思います。

○石井山委員

タイトル自体を少し絞った方がいいのかもしれないね。例えば行政のスリム化とNPO、行政改革・行政の再編とNPOとの協働など。この間の行財政改革との関係で、NPOに期待が広がっている中で、可能性や課題などについて、(3)の意味付けが確認できたかと思いました。

○高浦委員

ここでは、甲山委員が話したように、NPOの可能性を強調して、課題については、全面に出さないようにして、行政に依存することはなくは削ってしまってもいいのではないのでしょうか。行政の主要なパートナーとなっており、行政との協働を通じて、NPOならではの機能の発揮が期待されていますぐらいの表現にとどめてもいいかと思いました。

○齋藤委員

私共の団体も多くが業務委託の運営で行っているところであります。NPOの担う役割の増大は、NPOが指定管理や業務委託で財政基盤を確立しながらも行政から過度に依存することなく行っています。課題は抱えていますが、そういったことを行いながらパートナーシップを築いていって、政策提言や行政との連携を図っている現実もありますので、この項目の中ではNPOの担う役割や可能性を前面に押し出して、財政的な面や課題については別に切り分けていくことで解りやすくつながるのではないのでしょうか。

○石井山委員

指定管理という形で、公共事業に参画することにおける可能性もあると思います。この部分では、課題についてはあまり触れずに、そういった参画の仕方が広がっていく記載の仕方でいいかと思います。

○佐藤委員

行政改革というところが、ポイントになっていますので、NPOだけの問題だけでなく、NPOを取り巻く行政の変化としては、行政側の意識の変革も必要ではないかと思っております。行政に過度に依存することではなく、むしろ対等な書き方といいますか、表現の仕方は色々あると思いますが、真のパートナーシップのあり方が求められているということも示されなければならないと思います。行政の側からの変革といいますか、行政自身の変化も必要だということも言えるのではないのでしょうか。

○石井山委員

公共事業にNPOが入ってくる可能性が開かれた分、課題として官民のパートナーシップの部分が浮き彫りになってきているぐらいの表現であればいいのではないのでしょうか。

○高浦委員

対等なパートナーシップも大事な行政側の課題だと思いました。基本方針の所で、18ページからの部分でNPOと行政とのパートナーシップ推進の部分で該当するのかなと思いました。行政とのパートナーシップの推進をしていきますということで、行政側にも課題があるので、変わっていかねばいけないというメッセージが少しでも含まれていればいいと思いました。

○事務局

5ページの(3)の部分ですが、前回の10月28日の委員会でご意見をいただいたものと、事務局でも議論した部分になります。NPOに対する期待や役割が大きくなっている要因は、NPOと行政では提供できるサービスの強みが違っており、NPOは柔軟や機動的、現場に即した強みがあるのかなと思います。そのようなところが、NPOに対する役割が大きくなっているのかと思いました。前回の案では行政のスリム化の肩代わりの所、NPOに対する期待が大きくなっているところがありました。さきほど申し上げた住民ニーズが多様化し社会的課題が増えている中で、NPOの強みのサービスが社会で期待されていると整理させていただきました。

後段部分ですが、委託や指定管理に頼ることで、NPO側の財政基盤強化の取組が遅れているというご意見を頂いたり、委託や受託の関係にとどまらないNPOの本来的なあり方のご意見もありましたので、このようなまとめにしております。

○石井山会長

県という立場では、委託は進んでいかないと思いますが、市町村という単位で見たときには、住民に身近なサービスがどんどんアウトソーシングされ、それが経費削減であったりします。

国が行おうとしているサービスにおいてもパッケージを作って、それをNPOに任せていく形で、しかもコスト削減するという流れはでてきているかと思えます。ここで説明しているのは、県行政ではなく、市町村を中心としたシステムとして見てみますと、行革によるリストラ、受け皿としてのNPOが明確に見えてきているのではないかと私自身は思います。

ここについては、皆さんと意見交換したことで、文言については、何人かの意見と調整させていただければと思います。

○事務局

指定管理をお願いする時には、公募が原則になります。1つのNPOにお願いして、チェックの機会もなく、何十年もお願いしていいのかと考えた時に、何年かの委託期間がありその実績を検討させていただいて、今後はどのNPOにお願いしていくかを考えた時に、また公募をさせていただくことになります。さきほど、会長から委託をしていて、経済的自立は矛盾するのではないかと意見を頂きましたが、別のNPOに委託するとなった時に、その外れたNPOはどうなるのでしょうか。行政側から選ばれるための目的や事業を選択するようになってしまうのではないのでしょうか。対等であるためには、行政に提言をしていただくなど、本当の意味でのパートナーとしてやっていただくためには、NPOとしての財政的な基盤や組織的な基盤の確立は大切だと思います。

○石井山会長

現実的には、公民館の地域委託のような状況を見ますと、そもそもこの制度は公募が前提で作られた制度であります。地域委託の場合は、ここが駄目だからといって変える訳にはいきません。公募による交換可能性が前提でない部分まで委託を進めていくねじれた形で委託が進んでいき、受け皿がたくさん生み出されているという現実もあります。そういった矛盾の中で、自立という言葉をもう少し慎重に使っていかないといけないと感じました。

○石井山会長

次に、3章について事務局からお願いします。

○事務局

第3章基本計画の見直しの視点と基本理念等について御説明いたします。

1 基本計画の見直しの視点についてです。(1) NPO活動を促進する体制の充実、(2) NPOについての理解の促進については、文言の整理等はしておりますが、前回の素案を踏襲しております。

(3) 自立した活動を継続していくための支援については、前回の素案の表現の一部文言は変更しておりますが、踏襲した形となっております。①人材の育成については、前回の②ボランティア文化の醸成に記載しておりました働く男女の部分を①の人材の育成の部分へ移動しております。②ボランティア文化の醸成につきましては、前回の委員会で意見をいただいた受け入れる側や結びつけの部分を追加記載し、教育によってもボランティアの大切さを理解することを追加記載しております。③NPOの組織・運営基盤強化につきましては、前回の委員会で御意見をいただいた部分を反映して記載しております。④ソーシャルビジネスの手法を活用した財政基盤の強化につきましても、前回の委員会での御意見をいただきましたので、表現の仕方を一部変更しております。⑤寄附文化の醸成につきましては、啓発やNPOの情報公開について記載しております。

(4)～(6)の表現については、前回の素案の表現を踏襲した形となっております。

2 基本計画における基本理念についてですが、基本理念につきましては、事務局でも検討はしてみたのですが、目指すべき姿を言い表すものとして、現行計画の基本理念はいまだ有効であることから、今後、皆様の御意見をお聞きしながら決定したいと考えております。3 基本方針と施策の柱につきましては、文言を修正した部分がありますが、現行計画を引き継いだ内容となっております。二つある基本方針の一つをNPO活動の促進とし、NPO活動の促進体制の整備及びNPOの自立と発展の支援を施策の柱として掲げています。もう一つの基本方針を多様な主体とのパートナーシップの確立とし、NPOと行政とのパートナーシップの推進及びNPOと多様な主体とのパートナーシップの推進の二つを施策の柱として掲げております。

次に、4 重点取組についてですが、今回の計画改定において重点的に取り組みたい事項について記載を加えております。(1) NPOのマネジメント能力強化とさらなる連携・協働の推進として、NPOの組織運営、資金調達、情報

発信などマネージメント能力の強化を支援するとともに、NPOに対する市民や企業等の理解促進や、行政、他のNPO、企業等とのさらなる連携・協働の推進に取り組みますとしています。

(2) NPO活動への多様な人々の様々な形態による参加促進として青少年やアクティブシニア、社会人をはじめ、年代や性別等を超えた多様な人々が様々な形態によりNPO活動に参加することを促進するとともに、受け入れるNPOの意識向上や受入体制の整備を支援しますとしています。

(3) 市町村のNPO支援施設等の機能強化と連携・協働の推進として地域におけるNPOのサポート役である市町村のNPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制を構築します。また、NPO支援施設の設置促進を図りますとしています。

以上で、第3章の説明について終了させていただきます。

○鎌田委員

ソーシャルビジネスを活用した財政基盤の強化の部分で、ソーシャルビジネス自体の説明を少し入れていただいた方がいいかと思いました。

○石井山委員

具体的な部分でこういった説明の仕方にした方がいいでしょうか。

○鎌田委員

公庫では、ソーシャルビジネスについてあえて定義していますが、社会的課題解決に取り組む方というように定義付けしています。ただ、あいまいはあいまいであります。株式会社でも、場合によっては該当する。幅広くということであれば、NPO法人はもとより、社会的課題に取り組む団体でもいいのかと思いました。

○石井山委員

短くパンチが効いてわかりやすいものに定義付けするのは難しいですね。

○高浦委員

前回のプロボノもそうですが、言葉の前に定義的な文章が、枕言葉的についていて、注釈であえてもう一度繰り返すべきなのか、本文を短くして注釈を厚くするのか、枕言葉的に定義が書いてあったりしますので、すこし工夫があってもいいのかと思いました。

○事務局

ソーシャルビジネスの表現が、認識が薄いということは事務局でも認識しております。そこで、このような表現にしています。ご指摘があった部分で、本文を短くして注釈を厚くするかなどの記載の仕方については、検討してみたいと思います。

○西出委員

④の部分で行政からの寄附の助成としていますが、民間からの寄附もありますので、行政や民間からの補助や助成としたほうがいいと思いました。

2章のNPOに期待される社会的役割の部分で、(1)と(4)の部分で、参加が両方に表題として入っているので、(4)のタイトルのところに、多様な人々の参加の場と社会的包摂をタイトルに入れていただいたほうが解りやすいかと思いました。参加の場だけでなく、多様な人々を尊重して、社会的共生を生まれたりするかと思いました。

○石井山委員

共生のための方法としてのNPOであることを強調したタイトルにしていくということですね。包摂のため、共生のための手法としてのNPOということですね。タイトルも含めて修正していくということですね。

最初にいただいた視点が、NPOの助成が民間からの助成、寄附ではなくて、民間からの助成もあるということですね。

○高浦委員

寄附に関する話題があって、④で寄附に頼るなどあって、⑤で寄附文化の話に記載しているので、矛盾とまでは言わないが、つながりが悪いので、④と⑤を入れ替えてしまってもいいのかと思いました。

⑤の市民や企業等から共感を得て寄附の部分で、さきほど、鎌田委員から情報開示の話で健全性の話がありましたが、健全性を高め市民、企業等から共感を得てとした方がより良いのではないのでしょうか。健全性や信頼性を高めという言葉を追加してもいいのではないかと思います。

○石井山会長

社会的信頼を獲得できるような日常にしておくということですね。それをNPOにも課しておくということですね。

○事務局

25ページをご覧いただければと思います。寄附促進の施策のところ、会計の透明性などを施策の方に記載していましたが、同じような趣旨で16ページにも加えていきたいと思っています。

○佐藤委員

ボランティア文化の醸成のところ、中学校から始まっていますが、現在は小学校でも、ボランティアの理解教育や体験教育的が行われているので、低年齢からできるのであればより良いと思います。あえて、中学校・高校からとするのではなく、学校教育や社会教育の現場でというような表現にした方がいいのではないかと思います。

○石井山会長

特に、他の委員の方からも意義はない部分かと思いました。

○川村委員

16ページの③NPOの組織の運営基盤の強化の部分、これまでの議論のなかでもこの部分の重要性が指摘されてきましたので、独立した項で記載していただいたのはいいことだと思いました。一方で、他の④や⑤に比べると抽象的です。重点取組の中でもマネージメント能力強化という資金調達や情報発信などのポイントに触れられていますので、より具体性をもった表現にするとよりわかりやすいのかと思いました。

○事務局

少し、記述を充実した形に変更したいと思います。

○石井山会長

16ページのソーシャルビジネスの手法を活用した財政基盤の強化の部分で、表題はソーシャルを削ってビジネスだけでもいいのではないのでしょうか。助成金や寄附だけではなく、自ら収益を上げることもNPOにとっては主要な手法であります。その部分を説明するうえで、あえて、ソーシャルビジネスではなく、収益事業やビジネスといった言葉だけでも通るのではないのでしょうか。ビジネスモデルを活用したとか、収益事業を活動の柱にしていくという表現でも通用するよう感じました。そういったチャンネルを持っていることをソーシャルビジネスと大きく捕らえることでもいいのではないのでしょうか。

この計画については、わかりやすい表現にすることに注意を払ってきている

ので、そういった割り切りも大切かと感じました。ソーシャルビジネスを積極的に打ち出していないといけない理由があればいいと思いました。

○高浦委員

ソーシャルビジネスの主要な担い手がNPOであれば、ソーシャルビジネスの言葉をあえて残した方がいいと思います。手法を活用したとするのであれば、タイトルの部分からはソーシャルは不要かと思いました。ビジネスの手法を通じて総体してNPOのミッションをクリアするのであれば、言葉はあってもいいと思います。また、社会にでている言葉の概念を整理するのも基本計画かと思うので、そういった配慮も必要かと思いました。

○甲山委員

④の後半部分ですが、NPOが効果的な事業展開を行うためにはから講座を開催するなどの部分について、④は財政基盤の強化のための収益をきちんと自主的に挙げていけるという視点だと思いますが、事業立案や資金調達というフロントが広がってしまいます。資金調達ですと寄附もそうですし、補助金や助成金の申請手法も資金調達ですので、いわゆるビジネス手法をきちんとNPOも身につけていって、当然ミッションをビジネスの手法を用いて実現していくのであればソーシャルビジネスになると思います。ビジネスの手法を身につけていくための講座のように、ある程度項目を絞っていただいた方が、よりイメージが広がるのではないかと思います。

○石井山委員

この表現だと助成金を獲得するための講座に見えてしまいますね。前段部分だけにするか、前段と後半を入れ替えるなどの工夫が必要だと思いました。

○高浦委員

マーケティングや事業立案などの言葉を使ってもいいのかと思いました。事業立案だけに絞ってもいいのかと思いました。

○伊藤委員

④のテーマも少し違ってくるのかと思いました。財政基盤の強化ではなく、事業運営に必要な事業立案やマーケティングであったり、そこにつながって財政基盤の強化も必要になってくるかと思います。ソーシャルビジネスの手法でソーシャルを削ってビジネスを活用したになっていましたが、そこについてしまうと、事業立案やマーケティングが別の枠になってしまいますので、逆に

③が組織の運営基盤強化であれば、④は事業運営の強化ということで、事業運営に必要なマーケティングや事業立案や財政基盤のところについても色々な手法を入れた取り組みが必要だということとわかりやすいのではないのでしょうか。

○石井山会長

ビジネスに限定せず、事業運営という形でくくってみてもいいのではないかということですね。ここに関しては色々な御意見がありそうな気がします。

○川村委員

内容としては、③の組織運営基盤強化に、④も含まれる内容だと思いますが、今までの議論の中では、自ら事業収入を生みだしていくことに、NPOにも取り組んで欲しいということが、事務局始め、委員の方の思いといますか、寄附や補助金・助成金に頼らない、自ら運営していく資金を生みだしてほしいというのが 思いとしてあるのかと思っておりました。それで、あえて分けて特徴づけて記載していると理解しておりました。ですので、この部分はこのままでいいと思います。

○鎌田委員

③と④が同じになる形よりは、④は資金調達の部分と、資金調達と自主財源の確保にスポットを当てた方が④が際立つと思いました。

○石井山会長

今回に関しては新たな論点として、自ら事業収入を生みだしていくことに特化した④を作っていく。一方でそこに留まらない、事業運営に必要な様々な手立てに関しては、③に含んで整理していくことでよろしいでしょうか。

○鎌田委員

東日本大震災関係の(4)で項目を挙げていただきますが、地方創生が言われているので、地方創生という言葉も盛り込むことはできないでしょうか。

○石井山会長

地方創生は、言葉としては会議の中で出てきていましたが、節や項としてはなかったですね。言葉自体としても入っていなかったですね。3章の中では、地方創生という言葉はでていないですね。大切なご指摘ありがとうございました。大切な論点になると思います。

○甲山委員

例えば、復興すれば、復興から新しい地域をどのように作っていくかになります。鎌田委員が話したように復興から創生へのような、復興から宮城の地域創生へのような形で、NPOと一緒に活動をしていくかのようにして、(4)の書き方を改めてしまった方が現実的ではないでしょうか。

○石井山会長

震災復興から地方創生へと同じ言葉を使うかは別として、(4)の中で説明するのがいいと思います。(4)の中に入れていくことでよろしいでしょうか。

○猪股委員

資料2を見ながら、多様な主体とのパートナーシップの確立が基本方針の大きな柱の2になっています。その中の施策の柱の2として、NPOと多様な主体とのパートナーシップがありますが、そこに、企業の記載がされていますが、具体的に企業とどのようなパートナーシップを築いていくのかと考えたときに、少し足りない部分を感じていました。

○事務局

この箇所については、現計画を踏襲した部分が多く有ります。現計画の記述と同じような形での記載としています。NPOの活動を企業に知っていただく、企業とNPOの方で様々な形態での連携・協働ができる意味合いもあって情報提供を行うとしております。また、後段部分は様々な人々が参加しやすいように企業にも理解促進を図っていくとしております。

○石井山会長

ご提案はありますか。

○猪股委員

NPO法人も商工会の会員も財政的な基盤の確立をすることは同じだと思うのですが、補助金などを活用するや、寄附を募ることや、透明性の高い会計を公にするなど様々な方法もあると思います。商工会で行っている事業もばらつきがあると思いますので、様々な専門家が相談に応じられるような仕組みづくりや、意見交換などを行っていくこともいいのではないのでしょうか。

○事務局

第4章 施策と事業につきまして説明させていただきます。

基本方針1 NPO活動の促進の、施策の柱1 NPO活動の促進体制の整備に関する施策(1) NPO活動促進中核機能拠点(みやぎNPOプラザ)の機能の充実につきましては、NPOプラザの中核機能拠点としての基盤整備機能と広域的促進機能の充実を図るとともに、指定管理者制度によりNPOの主体性を尊重した運営に努めることとしています。

現在指定管理を受けている杜の伝言板ゆるるへの聴き取りを実施しまして、(イ)基盤整備機能につきましては、一部表現を変更しております。①情報収集・提供機能では、みやぎNPOプラザからの情報発信もありますが、NPOプラザに来ることによっても様々な情報収集もできる機能であることから、プラザでの情報収集の表現を加えております。②相談・コーディネート機能としては、会計や税務などの設立してからの運営面の相談だけでなく、始めるきっかけとなる設立の様々な相談にも応じている現状から、始めに法人設立の文言を加えております。また、団体によって様々なニーズがあることから、NPOのニーズに応じと表現を追加しております。

(ロ)広域的促進機能につきましては、表現の仕方を一部変更しております。

(ハ)NPO主体の運営につきましては、前回の委員会でいただいた御意見を反映して、信頼関係の構築を加えております。

ロ地域のNPO支援施設の機能の充実と連携・ハ中間支援組織等への支援につきましては、前回の素案を一部表現は変更しておりますが、踏襲した形となっております。

施策の柱2 NPOの自立と発展の支援につきましては、(イ)NPOへの理解の促進の1点目としましてNPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供において、前回の委員会で御意見をいただいた表彰の場づくりについて追加で記載しております。2点目としましてNPOによる情報公開・情報発信の支援、3点目として認定NPO法人への移行促進を掲げております。

ロNPOが必要とする情報の発信につきましては、NPOが活動する上で必要となる、各種助成金や、他のNPOの活動情報等を引き続き提供するものいたします。

ハ人材の育成等につきましては、前回の素案の表現を踏襲しておりますが、④多様な人々の参加促進のまた以降につきましては、それぞれ記載箇所を移動し、統合しております。

ニ財政的な支援制度の充実につきましても、前回の素案を踏襲した形となっておりますが、活動資金の支援、県税の優遇措置、ソーシャルビジネスと活用した財政基盤の強化、寄附促進の仕組みづくりについては、寄附を受ける側の体制の整備について追加で記載をしております。

ホNPO活動拠点の確保につきましては、引き続き、活動拠点が必要なNP

○に県有遊休施設を貸し付けるほか、市町村等の取組も支援していきますとしています。

続きまして、基本方針2多様な主体とのパートナーシップの確立の施策の柱1 NPOと行政とのパートナーシップの推進についてですが、現行計画を踏襲していくものとしております。

ロ協働の推進、ハ中間支援組織との連携につきましても、これまでと同様に取り組んでいくこととしております。

ニ東日本大震災復興活動における協働につきましても、多様な主体をサポートする体制を構築することとしております。

ホ市町村への協力・支援につきましても、現行計画を引き継ぐ形としております。

施策の柱2 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策につきましても、引き続き、議会、企業、教育・学術研究機関、その他公益活動を行う団体とNPOとの連携やパートナーシップの形成を推進することとしております。

○高浦委員

②相談・コーディネート機能において労務を削除していますが、何か意味があったのでしょうか。みやぎNPOプラザとして労務にも力を入れていると思いますが。

○事務局

運営についてだけでなく、新規の設立も多いことから法人設立を加えています。

○高浦委員

労務についても大切な視点だと思いますので、追加していただければと思います。

○伊藤委員

引き続き、相談・コーディネート機能において、人材育成等に配慮するとなっておりますが、配慮ではなく、それも含めてやっていきたいと思っております。配慮ではなく含むとしていただきたいと思います。

(ロ) 広域的促進機能において、2段落目の地域のNPO支援施設の部分で、ここは中間支援組織のネットワークを図り、地域間の情報交換などを行いながら事業を連携していただきたいと思いますので、NPOと連携しての表現は必要ないかと

思います。

○甲山委員

相談・コーディネート機能において、アクティブシニアなどと、特だししています。様々な世代を対象としてとするか、若年層からアクティブシニアまでとするかなどでもいいかと思えます。プラザの方ではシニアは活動に参加していますが、若い人を将来に向けてどのように取り込んで行くかを課題にしていますので、表現について検討いただくと助かります。

○甲山委員

皆さんどうでしょうか。様々な世代としてしまえば、小学生から考えられますし、先々を考えてあえて例示を入れて行くかですが。

○高浦委員

他のところでも、青少年という表現は使われていますので、例示があった方がイメージしやすいのではないのでしょうか。

○川村委員

2点あります。寄附促進の仕組みづくりの後半部分にでてくる活動会計という言葉ですが、活動会計という言葉がよく分からないので、会計の透明性という表現でいかがでしょうか。また、前提となるという表現が強いので、整えておくなどの表現でいいのではないのでしょうか。

○石井山委員

整えておくが収まりがいい気がしました。

○川村委員

21ページの※9でNPOとの信頼関係を構築と記載されていますが、前回の委員会の中で伊藤委員から御意見をいただいた部分を記載していただいた部分かと思えます。NPOプラザに限らず、NPOと行政とのパートナーシップの所にも加えていただいた方が解りやすくなるのかと思いました。

○石井山会長

25ページ以降ですね。

○川村委員

プラザについて触れている部分に記載があると、プラザとの信頼関係か一般のNPOとの信頼関係なのか分かりづらかったです。

○石井山会長

伊藤委員が前回だしていただいた意見も同じことだと思いますので、少し表現を調整いただければと思います。

○鎌田委員

21ページの広域的促進機能だと何を促進するのかがはっきりしないので、広域的連携や促進など、少し言い方を変えてもいいのかと思いました。広域的促進機能だと少し違和感があると思いました。

○石井山会長

(イ)が機能となっているので、韻を踏んでいるのだと思います。場合によっては、機能をとってしまってもいいのかもしれない。

○齋藤委員

施策の柱2 NPOの自立と発展を支援しますの箇所で、NPO活動拠点の確保の部分ですが、(2)の柱としては、自立と発展になりますので、活動拠点の確保で、遊休地の貸付などは基盤を整理する上で、必要な取り組みかと思えます。他の財源確保の部分などでは、行政のそういったことに依存することなくの文言が入っていますが、ここは、市町村の取り組みを支援しますだけでなく、自立に向けた文言が入ってもいいのかと思いました。

○石井山会長

難しい部分ですね。貸付などの部分に関わっていますが、課題になるのは、年数の定めがあることだと思います。初めてしまった事業については、継続が必要な大切な事業だと思っております。そういった表現を付け加えていくことは、難しいと思いました。

○事務局

活動拠点の確保ですが、場所を貸すだけでなく、事業内容についてアドバイスをするなど、自立と発展の支援ですので、場所を貸すだけでなく、団体の活動やミッションがより発展するようなアドバイスもいただいておりますので、そういったことを含んだ記載だと思っております。

○石井山会長

自立という言葉が全面に出過ぎている面もありますね。

○事務局

広域的促進機能についてですが、広域的連携の御意見もいただいております。市町村の設置した支援施設もありますが、それらの施設は各地域的なミッションを持っていて、広域的促進機能は、NPOプラザが全県的なミッションを持った意味でありますので、連携だけにとらわれない表現を検討したいと思います。

○石井山会長

県全体として責任を持つという意味が広域的促進に含まれているということですね。

○高浦委員

先ほどの25ページの活動拠点の確保の中で、自立という言葉については、齋藤委員はNPO活動されていますが、活動の継続性については意見の一致は見るかと思えます。NPOの持続可能性のところでは、持続をどのようにイメージするかに関わらず大切なことだと思います。折衷案としては、活動の継続のためなどの文言を入れていただいてもいいかと思いました。自立という言葉が難しければ、そういった表現でもいいかと思いました。

○石井山会長

修正提案は、どこの部分になるでしょうか。

○高浦委員

25ページの活動拠点の確保の部分になります。自立という言葉が難しければ、活動の継続や発展という言葉に置き換えてみてもいいのではないのでしょうか。

○伊藤委員

川村委員の話していましたが信頼関係の構築については、協働の推進の①の多様な協働の推進の部分に入れて加筆していただければと思います。一行目のところに、公共サービスを提供するパートナーとして、NPOとの信頼関係を構築していただければと思います。

○甲山委員

26ページのハ中間支援組織との連携の部分で、下から3行目ですが、一行目もそうですが、先ほど、猪股委員からもご指摘があったように、NPOとの協働との時代を築いてきましたので、これからは、企業との協働を意識して強めて行かないと、自主財源やビジネス手法などの自立としての課題としては、企業との協働が課題になってくると思います。NPOと行政や民間企業とをつなぐ結び手のイメージで書いていただければいいのかと思います。

○石井山委員

まさに多様な主体とのパートナーシップの確立と、さらに広げていく必要があるとのことですね。そういったことで文章を検討していただければと思います。

○高浦委員

28ページの最後のところで、ニその他の団体で挙げている団体と冒頭で挙げている団体でそごがないかが気になるところです。

○事務局

3ページを御覧下さい。現計画でも同じであります。町内会や自治会等の地縁団体やその他の団体については、あらゆる活動が基本計画の対象となることではなく、活動内容に応じて対象になることもあるという整理がされています。

28ページについては、現行計画をそのまま持ってきた整理になっています。

○高浦委員

ある側面においては、町内会もNPOになるし、しかし本来的にはNPOではないという2段構えに捉えないといけないということですね。

○石井山会長

今のような課題があることを押さえておきたいと思います。

○事務局

第5章について御説明いたします。

1宮城県民間非営利活動促進委員会、2庁内におけるNPO活動の推進体制につきましては、表現などを一部変更している部分はありますが、前回案を踏襲しております。

3 市町村との連携， 4 基本計画の見直しにつきましても， 一部表現を変更しておりますが前回の素案を踏襲させていただいております。

○石井山会長

最終章になりますが， ここについての意見と全体としての意見をいただければと思います。

○高浦委員

29 ページの 2 の (1) で復興計画について触れていますが， 県の中で地方創生について触れているものがあれば， それも掲載した方がいいのではないかと。

○高浦委員

促進委員のメンバー構成の部分ですが， 学識経験者や NPO 関係者だけでなく， 企業などの方もいらっしゃいますし， もう少し広く表現してもいいのではないのでしょうか。 広く NPO 関係者といってもいいのでしょうかけれども。 実態と合わせて文言を工夫してもいいのではないのでしょうか。

○石井山会長

多様な主体というのであれば， 実態と即した表現にしてもいいのではないかとということですね。

○佐藤委員

28 ページのニその他の団体のところに戻りますが， やはり冒頭のところで， 対象を定義していて， ここで， また記載がされると違和感があります。 NPO 計画自体がいわゆる狭い意味ではなく， 広い意味で捉えているという前提がある中で， 多様な主体とのパートナーシップの中には， NPO と NPO とのパートナーシップの推進もあるのではないのでしょうか。 その辺りを整理できれば， そごがない書き方ができるように思いました。

○高浦委員

NPO と NPO の連携もあるかと思います。 NPO とそれ以外のセクターの主体とのパートナーシップは念頭になると思いますが， NPO どうしの連携を具体的に文言に落とし込んでいけるかですね。

○石井山会長

難しいですね。地方創生の事を考えた時には、いわゆるNPOはアソシエークな組織だと思いますが、事業体として具体化していくのかなどを考えた時に、町内会や自治会がここに入る積極的な意味があるか考えてしまいますね。二に関しては、もうらの的に全てを書くのではなく、従来の視野に入ってなかった存在が大事になってきている。そのような方向性を書いていくという表現の仕方がいいのではないのでしょうか。ここで、文案を作っていくのは難しいと思いますので、文案を作ってください、パブコメ等を含めて、今後検討していくことでいいのではないのでしょうか。

○高浦委員

28ページの(2)の部分で議会が最初に来るのは少し違和感があります。

○事務局

この部分は現計画を踏襲している部分になります。

○伊藤委員

多様な主体とのパートナーシップを推進と書いていて、議会が一番上にあるのは少し、順番が違うかと思います。少し、再考していただきたい部分になります。

○石井山会長

議会よりも、通常市民セクターを考えた時に、大学や市町村、自治会などが挙がるのが、一般的であったりしますね。今回は企業も挙がっています。

○甲山委員

議員は市民からの信託を得て意見を言っているのに、NPOは好きに活動している人達が、政策決定に口を挟むのはどうゆうことなんだと言った議論がなされていた時代があったように記憶しています。そういった議論がされていた時代なので、NPOは、あくまでも政策を提案したりサービスをすることで、議会が政策を決定するので、そこの支持や承認を持って進まなければならないみたいなことが話題になっていました。もしかしたら、時代性もあって一番最初に議会があったのかもしれませんが。時代背景がありましたということなので、実際は、その当時そこにいたわけではないので、議会が入った理由はわかりませんが、時代背景を考えると民主主義の中で、信託を得ている人達と勝手に何かやっている人達が同じように担うのは違いうだろうという時代があったと記憶

しています。

○高浦委員

パートナーシップの対象とは違う気がしますので、第5章に移動して、5章の最初に記載してもいいのではないのでしょうか。純粋な県の内部の組織ではないにしても。じっくりくるのではないのでしょうか。

○石井山委員

大きな変更になりそうですね。仰ることはそのとおりだと思います。パートナーシップカテゴリーではないですね。企業とか大学とかのセクターで説明した方がここはいいと思います。実際に事業を進めて行くときに、どういったパートナーを想定しているのかを考えていただき、再構築していただきたいと思います。5章に入れるのであれば県議会ですかね。

○高浦委員

市町村の議会であれば、3の市町村との連携に入ってきてもいいのかと思いました。

○石井山会長

記載の仕方は、事務局にお任せしますが、議会は5章に移動していただければと思います。

○甲山委員

NPOの大切なアドボカシーとして、議員との関係性を築くという部分ではアドボカシーの視点もありますので、NPOの政策提言について、国への政策提言の記載もあるので、NPOの政策提言を推進するくらいの軽い触れ方でもいいのかと思いました。

5章に組み込む中で、そのような趣旨を組み込んでいくことも必要かと思いました。

○高浦委員

議員の介入は、ネガティブにとられることが多いが、議会の位置づけはある程度明確にしたほうがよいと思います。それに対する政策提言の役割も、そこに入れていった方がいいかと思いました。

○事務局

17ページの基本理念の部分になります。

これまでの委員会では、特に議論の対象にはなっておりませんでした。1章から説明させていただいて、現行計画の理念は、かなり作られたものであると感じております。さきほどの環境の変化や見直しの視点を含めて変える必要があるのか、現行を継続していくのかについて意見を願います。

○石井山会長

この理念は、抽象的に書かなくても、絞り込んでメッセージを書いてもいいのかと思いました。御意見があればキーワードでも方針でもいいのでぜひ願います。

○高浦委員

理念がすばらしく、変えるのは難しいと思いますが、震災以後のことを踏まえた書き方ができないでしょうか。

○石井山会長

この時間で対案を作るのは難しいと思いますので、議会に提出するのに何らかの案を作り出したいと思いますが、どういった方法がいいでしょうか。

○事務局

議会に報告やパブリックコメントする際には、確定したものとする必要があります。プロセスといたしましては、皆様からアイデアをいただき、会長、副会長と事務局で協議していく方法があるかと思います。

○石井山会長

今日の議論を踏まえていただき、基本理念案やキーワードになることについて、それぞれ出していただき、何名かで協議させていただいて、対案が決め手に欠ける場合は、現在の理念を踏襲していく可能性も残して行きたいとおきたいと思います。場合によっては、検討する場合に何名かの委員の参加も願います。

○石井山会長

今回いただいた意見につきましては、事務局で整理を願います。

以上で議事について終了させていただきます。御協力どうもありがとうございました。